

平成29年白老町議会決算審査特別委員会会議録（第3号）

平成29年 9月21日（木曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 1時38分

○出席委員（12名）

委員長	小西秀延君	副委員長	及川保君
委員	山田和子君	委員	吉谷一孝君
委員	広地紀彰君	委員	吉田和子君
委員	氏家裕治君	委員	森哲也君
委員	本間広朗君	委員	西田祐子君
委員	前田博之君	委員	山本浩平君

○欠席委員（1名）

委員 松田謙吾君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	古俣博之君
副町	長	岩城達己君
教 育	長	安藤尚志君
総 務 課	長	岡村幸男君
財 政 課	長	大黒克己君
経 済 振 興 課	長	森玉樹君
上 下 水 道 課	長	工藤智寿君
健 康 福 祉 課	長	下河勇生君
建 設 課	長	小関雄司君
税 務 課	長	久保雅計君
生 涯 学 習 課	長	武永真君
学 校 教 育 課	長	岩本寿彦君
農 林 水 産 課	長	本間力君
町 民 課	長	畑田正明君
生 活 環 境 課	長	山本康正君
高 齢 者 介 護 課	長	田尻康子君

経済振興課港湾室長	藤澤文一君
学校教育課食育防災センター長	葛西吉孝君
病院改築準備担当参事	伊藤信幸君
病院事務長	野宮淳史君
消防長	越前寿君
学校教育課主幹	金崎理英君
学校教育課指導主幹	井内宏麿君
生涯学習課主幹	池田誠君
生涯学習課主査	本間敬子君
学校教育課食育防災センター主査	熊谷敏博君
経済振興課主幹	貳又聖規君
建設課主幹	河原井久生君
農林水産課主査	久末雅通君
総務課主幹	鈴木徳子君
総務課主査	森誠一君
町民課主幹	濱口敦子君
町民課主幹	齊藤大輔君
上下水道課主幹	庄司淳君
上下水道課主幹	濱口澄男君
上下水道課主幹	吉田守君
上下水道課主査	瀬賀光子君
健康福祉課主幹	竹内瑠美子君
生活環境課主査	小野寺修男君
町立病院主幹	村上弘光君
介護老人保健施設主任技師	木村英敏君
財政課主査	柳澤浩章君
代表監査委員	菅原道幸君
監査委員	大淵紀夫君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	増田宏仁君

◎開議の宣告

○委員長（小西秀延君） 昨日に引き続き決算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時01分）

◎認定第1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

○委員長（小西秀延君） 一般会計の決算審査を引き続き行います。

昨日に引き続き、10款教育費の質疑を行います。主要施策等成果説明書は111ページから138ページまで、決算書は346ページから419ページまでです。

質疑があります方はどうぞ。

6番、氏家裕治委員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。簡単に確認も含めてちょっとお聞きしたいと思います。主要施策等成果説明書の128ページ、子ども夢・実現プロジェクト事業の中で子ども議会があります。この子ども議会は、確か26、27、28年の3回行われていると思いますけれども、私は小学校から中学校までの子供たちがこの子ども議会を開催するにあたって、私は学校へ帰ってからの子供たちの変化というのがすごく大事になっているのではないかと考えています。教育委員会としての捉え方と、それから学校の教育現場での捉え方についてちょっとお伺いしたいと思います。

もう一つあります。主要施策等成果説明書の129ページ、公民館管理運営経費について若干お伺いしておきたいと思います。管理運営費については、中央公民館、萩野公民館、竹浦コミセン、虎杖浜公民館とありますけれども、運営管理については形態も変わっているものがあります。萩野公民館などは、いろいろな昔の経緯はあまり存じませんが、指定管理制度で行われているということも聞いておりますし、この運営形態が実態として私が見るにはどこの公民館の管理者ももう高齢化がどんどん進んでいまして、私は萩野地区なものですから萩野の公民館なんかを見ますと朝から本当に夜まで遅くまで管理者がこの管理に携わっている姿をちょくちょく目にします。こういった働き方というか、そういったことについて教育委員会としてどう捉えて、どういった形の中での指定管理等々を行っているのか。またほかの公民館についても、今課題があるとすればどういった課題があるのかということをお伺いしておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 子ども議会、その成果ということについてでございます。子ども議会は、しらおい子ども憲章を介した学校生活におけるさまざまな課題をとおした、その具現化のために平成27年度から行われていることでございます。昨年度は、10月22日にいじめや差別をなくすために私たちのできることと題して開催いたしました。成果といたしまして

は、2時間という非常に短い限られた枠内での事業ではございましたけれども、各校児童生徒の交流が図られたということとともに、その聞き取った内容や大人たちからの意見、考え方が各学校でのいじめ撲滅に対する気付きとなり、また自校の取り組みに活かされたということも聞いております。また、参加した子供たちからは緊張してなかなかうまく話せなかったけれども、中学校になってもきょうの成果を活かしていきたいということや、ほかの人たちの発表がとても勉強になったというような前向きな意見が聞かれてきたところでございます。今年度も既に来年の1月の子ども議会開催に向けて事業を展開しておりますけれども、特に今年度は子ども憲章の中から既にいじめ撲滅をはじめ、感謝の心や、命の大切や、決まり、責任というような中から最優先の取り組み事項を各学校で決めていただいて、それを行うための必要なものというようなものも子ども夢予算づくりで事業化した中で、各学校一丸となってよりよい学校づくりのために取り組んでもらえているというふうに思っております。また、来月には議会制度やまちを知る事前研修も予定しておりますので、引き続き議会の皆さまにおかれましては児童生徒が自らの願いや考えを表明する場の設定と運営に対しましてお力添えをいただきたいというふうに思っております。

次の公民館の運営につきましては、池田生涯学習課主幹のほうからご説明させていただきます。

○委員長（小西秀延君） 池田生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（池田 誠君） それでは私のほうから公民館の管理運営についてご説明いたします。まず運営形態なのですけれども、白老コミセンと、萩野公民館、竹浦コミセン、虎杖浜公民館と4館ございます。白老コミセンの管理につきましては高齢者事業団に委託しており、3名体制でシフトしてございます。それから萩野公民館につきましては、氏家委員もご存知だと思いますが指定管理で1名の方が管理と清掃を兼ねて行われております。竹浦コミセンにつきましては管理人、清掃人、別々でございまして、虎杖浜公民館については1名の方が管理と清掃を兼務していただいております。いずれも28年度の実績では60代から、高齢の方では80代の方に業務を担っていただいております。

続きまして働き方について、基本、全ての公民館、コミセンにつきましては、日中は出張所等がありますので、出張所の管理の方をお願いする部分がございます。ただ、萩野公民館につきましては元気号の巡回等がございまして、朝早くに開けないとだめだと、あと夜遅くに施錠するということで、一日基本2時間の業務としていただいているところです。ほかの公民館、コミセンにつきましては平日の出張所の営業時間外、もしくは土日、祝日の勤務形態となっております。いずれにしても高齢者の方をお願いしている部分と、なかなか担い手がないという部分で地区館につきましては数年にわたりましてお願いしている形態はございますが、どう今後管理を進めていくかということになりましたら、まず人材の確保は1番大事だということで捉えてございます。

○委員長（小西秀延君） 6番、氏家裕治委員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。子ども議会の大切さは、私も議会の中で子ども議会は進めるべきだということです。ずっとやってきているものですから、子供たちの成長が本当に楽しみなのです。ただ、前日からもお話があるとおり教職員の働き方、またそういった授業時間数の負荷になっているのではないかと心配はしているのです。ただ、そういった心配をしながらも、何とかそこを工夫しながらやっていただきたいと思うものですから、一応その辺の心配事も含めて、今一度お伺いをしておきたいのですけれども、今年度も子ども議会が来年の1月に実行されるということで、テーマもそういったやり方、進め方についても子供さんたちも年々慣れてくるというか、こういうものなのだということがわかってきたころだと思いますので、また一步進んだ子ども議会になるのではないかと思いますけれども、先生方の対応、先生方の子ども議会に対しての考え方というか、思いというものを教育委員会として、また現場の声をどう捉えているかということ、子供たちの目線ではなく、逆に先生方の考え方をちょっとお伺いしておきたいと思います。

それと129ページの公民館の運営状況についてなのですが、先ほど池田生涯学習課主幹のほうから、萩野公民館については一日大体2時間ぐらいの話、これは基本的なところの2時間ということですね。確かに朝早くから夜遅くまでの間の施設の関係は1時間、2時間ぐらいで終わってしまうのかもしれませんが、中身を見ますと、毎月例えば4月から始まって大体30件前後の利用件数がある、それが朝早くから、また夜遅くにかけてまでの長時間にわたって、あそこの管理をしなければいけないという状況にもつながっています。その労働実態も含めて、今後やはり先ほど言いました高齢者の方が多い、そして一人がいいのか、その辺も含めて、その指定管理者である団体としっかり1年、1年実態を含めた雇用のあり方だとか、そういったものを協議しなければいけないのではないかと思いますけれども、その辺についての考え方を伺います。

○委員長（小西秀延君） 岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） 学校現場の関係でございますが、まず学校の授業、時数とかの部分につきましては、各学校特別活動の時間を活用してこの子ども議会の部分に取り組んでいただいております。したがって、今のところ学校現場のほうから、これがちょっと負担になっているとかという声は出ておりません。それといじめの部分につきましても各学校、子ども議会のほうで昨年テーマに上がりましたけれども、そういった部分でも子供たちの意識調査なんかでも、子供たちのいじめに対する部分でどんな理由があってもいけないことだという部分では全国平均を小学校、中学校ともに上回っているということで、この子ども議会がそういった部分では成果が出ているのかというふうには考えております。

○委員長（小西秀延君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 2件目の萩野公民館の関係でございます。萩野公民館には管理運営委員会というのがございまして、委員長さんとも、事務局長さんとも公式の場以外にもいろいろなお話をさせていただいておりました。萩野公民館はそれこそ1万人以上が使われる

非常に人気のある場所でございます。その中でどうしても管理人さんがお一人で、それも 80 代というような高齢の中でやっていただいているということで、いやという話も非常に出てまいります。そんなところにつきましては、基本的には管理人さんもいらっしゃるのですが、管理人さん以外にもそういう局長さん方が協働しながら、うまく協力しながらやっていきたいというようなご意見ですとか、昼間につきましては出張所の方にお任せするですとか、そこら辺、今年度にはたつて少しずつ変えていっている状況であります。また、元気号につきましても 9 月いっぱいまでの萩野公民館を拠点とした運行ということで、そこら辺についても少しは緩和されるのではないかというふうに思っております。いずれにしても指定管理をお任せしているところですので、我々といたしましてもそこそこ一生懸命協議をしながら、無理なことにならないように協議を行ってまいりたいというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 6 番、氏家裕治委員。

○6 番（氏家裕治君） 6 番、氏家です。子ども議会についてはわかりました。いずれにしてもそういったことを踏まえて学校現場の先生たちの負担にあまりならないような状態で、なおかつ子供たちが本当に自ら考え、そして子供たちの中の協力といいますか、一人ではなくて周りの子供たちと一緒に一つの事について考え、そして自分たちの意見を述べる場所という形の中での成長を本当に楽しみにしていますので、29 年度も本当に楽しみにしたいと思っています。時間は限られた時間になるかもしれませんが、勉強する時間も限られるかもしれませんが、しっかりまた取り組んでいただきたいと思えます。

それから公民館の運営管理についてでありますけれども、今、武永生涯学習課長が言うように管理運営委員会というのがあるみたいですね。そこに参加している方々もやはり高齢化が進んできているというのは間違いありません。ですからまち全体がやはり高齢化が進む中で、そういういろいろな管理運営がされている中で、武永生涯学習課長が言われたとおり働き方のあり方も段々変わってきているのだというのが今わかりましたので、全て管理人さんが一手でやるというのではなくて、指定管理だけではなくて、ほかの会館についてもそういった働き方の改革というものをやはり 1 年、1 年しっかり考えていながら運営をしていっていただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） それでは私のほうから 2 点、お話をさせていただきたいと思えます。

まずしらおい子ども憲章について、大変いろいろとご心配をいただきましてありがとうございます。26 年 3 月に制定されまして、その具現化について教育委員会で取り組んでおりますけれども、こういった憲章が形骸化することなく、子供たち一人一人の心にこういった憲章が根づくような取り組みを今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

また、公民館の運営につきましても、いろいろご指導をいただきましたけれども、おかれていた白老の課題も踏まえながら、よりよいあり方について今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

3番、吉谷一孝委員。

○3番（吉谷一孝君） 3番、吉谷です。今の主要施策等成果説明書128ページ、子ども夢・実現プロジェクト事業、これは子供の夢の実現をさせるための事業ということなのですが、今回の子ども議会に対して子供たちがいろいろなことを考え、いろいろな気づきをしたと。この気づきの部分ではものすごく成果もありましたし、先ほど同僚委員からのお話でも十分これは伝わったし、素晴らしい事業だとは思いますが、事業の趣旨からいくと、子供の夢を実現させるための一つの事業だということを考えると、その子供たちから出た意見をどのように具現化させるかということを行うのかということ、そこについてお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） この夢の実現の仕方についてでございますけれども、夢といってもいろいろな夢がございまして、多種多様だと思うのですが、教育委員会で考えている捉え方でご説明をしたいと思います。昨年度の子ども議会のテーマ、これはいじめということで、これについては教育委員会が各校共通の課題として提示をさせていただきました。ですから、そういった意味では夢という部分に関してはちょっとやや弱かったのかという反省がございまして。それで今年度行う子ども議会についての発表テーマというのは、まず各学校の児童会や生徒会で決めていただくと。子ども憲章にはご承知のとおり、6項目の行動目標がございまして。この6項目の行動目標の中で自分たちの学校としてどんな課題、テーマを設定するかというのをそれぞれ話し合ってもらいました。これを一つの夢と捉えて、これを実現していくために、当然お金の部分も必要ですので児童会や生徒会にそれぞれ予算を配当いたしました。

例えば白老小学校では、このいじめをなくしていくための取り組みで、どんな取り組みをしようかと、この児童会を中心に話し合いをしまして、子供たち一人一人に消しゴムを渡しました。その消しゴムには、いじめをなくしようというようなシールを貼って、子供たち一人一人に配布をしたと。またある学校ではみんなが仲良くしていくためにボール遊びをしよう、全校遊びをしよう、それでボールがほしいと、そのための財源をそれぞれ学校に配付してきました。ですから、その夢といっても非常に大きな夢、小さな夢あるのですが、子ども憲章に関しましてはこの6項目の具現化を子供たちの夢と捉えて、それをその中から1つ選んでいただいて、それに対して具現化していく取り組みの財源を確保し、その具体的な取り組みは子ども議会の中で報告していただくという一連のサイクルをつくらせていただきました。まだまだ夢の実現に向けては不十分さもあるのかと思いつつながら、昨年度よりは今年度少し改良、改善を図ったところでございます。

○委員長（小西秀延君） 3番、吉谷一孝委員。

○3番（吉谷一孝君） 子供たちにとっては、自分たちがこういう場を使ってやったことが実際に形になったということが見えたということはものすごく喜びでもありますし、このテーマ、

私もものすごく難しいテーマでどのように具現化するべきかというのはすごく思ったのですが、それも子供たちが考えて、こういったものがあると少しでも減らせるというのが具体的に出てきて、それに対して行政として形として見える形で出したという、この結果というのはものすごく、このこと自体はそれほど大きなことではないかもしれませんが、成果としてはものすごく大きな成果があったのではないかというふうに思いますし、こういったことを積み重ねていながら、この事業を発展させていきたいし、私たちも議員として協力していきたいと思いますので、今後とも素晴らしい事業になるようにお互いに協力しながらやっていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） ご意見でよろしいですね。

ほかに質疑をお持ちの方。

10番、本間広朗委員。

○10番（本間広朗君） 本間です。主要施策等成果説明書138ページ、学校給食地場産品活用事業なのですが、これはふるさと納税を約20万円充当されていますが、28年度は予定どおり食材が提供されたかどうかというのがまず1点と、具体的にどのような食材が提供されたのかというのが2点でございます。

それと、きのうも全体的に学校給食はおいしかったというお話が出ていましたが、今回の事業の食材に対して子供たちのどのような反応があったのか。それとやはりこれは地元食材を使うので全く加工して訳がわからなくなったらまた何もならないと思いますので、調理方法をどのように工夫して提供されたというか、どのようなことにこだわったというか、そういうようなところがもしわかりましたらお答え願いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 葛西学校教育課食育防災センター長。

○学校教育課食育防災センター長（葛西吉孝君） 地場産品の活用ということのご質問でございます。昨年度から新たな就農の方が白老町でもふえてきております。去年につきましてはほうれん草ですとか、ブロッコリー、これの生産時期が各農家さん安定していなかったというところがありまして、こちらから材料を使いたいだけでも向こうのほうから収穫できないといったような話がありました。ことしになりまして、多少その辺の安定感が出てきているといったようなことで、種類としましてはシイタケ、卵、これは従来どおりですけれども、ことしに入りましてほうれん草、キャベツ、大根、白菜、ブロッコリー、さつまいも、これらの種類が白老で収穫できるようになったということで、金額で申しますと地元産で90万7,000円ほどうちのほうで仕入れることができたといったようなことでございます。全道で占める割合でいきますと21.18%、全道の仕入れの中から白老で使っている、この青果類が21.18%という、今位置を占めております。昨年度が15.19%でしたので、プラス5.99%ふえてきているといったような実態になってございます。就農されている方といろいろなコンタクトを取っているのですが、これからますます安定した形での営業をしていきたいということで、ぜひ学校給食、子供たちのためにも使ってほしいというお話もいただいておりますので、今後もその収穫時期に合

わけて優先的に学校給食に取り入れていきたいというふうに思っております。それと今、私もやっているのが各月のいろいろなメニューの中に、この白老食材が入っているメニューのカレンダーをつくって、各学級に配布しております。学校のほうにお願いいたしまして、きょうのこの例えば吉野汁にはこの白老産のこういう材料が使われているのですということを説明していただいて、それもふるさとの教育に結びつけていきたいといったようなことで、そういうようなふるさと教育も進めてございます。

あと、今大きく動いているのがそういった部分と、それから郷土給食というのを毎年やっているのですが、去年もほとんど9割方白老食材を使ってやっております。牛丼を提供していたのですが、そこのほかにみそ汁と、それからサラダ、これを提供しております。それについてもほとんど白老食材を使っておりまして、別の呼び方で白老食材の日というような言い方をしまして、子供たちに郷土給食ということで提供させていただいていると。今後ますますそういった面では地場産品の活用を広げていきたいというふうに考えてございます。

子供たちの反応につきましては、白老でこんなものが採れているのだというのが実は非常に驚きと言っていいのかどうか、自分たちの目ではなかなか今まで見られなかったものが、学級にそういうカレンダーを貼ることによって、白老でもこういうものが採れているのだといったようなことでの認知度が高まってきているといったような状況になってございます。

○委員長（小西秀延君） 10番、本間広朗委員。

○10番（本間広朗君） 聞こうと思ったことを大体言われたのでちょっと。今言われた食育という観点からやはり地元食材をもっともっとPRする意味でも子供たちに知ってもらうためにはやらないとだめだと思いますけれども、これは例えば今カレンダーをつくっていたというのですけれども、そのカレンダーで、例えばそれが予定どおりいかなかった場合、切りかえる場合はどのようにやるのかと。ちょっと細かい質問になるかもしれませんが。やはりこれは計画どおり進めるには安定した食材を納入する業者といたらあれですけれども、例えば今若い人もほうれん草とかつくっていますから、そういう方々がきちんと納入できるような体制というか、給食センターがどこまでそれを把握できるかというのにやはりかかってくると思います。ですから、出る予定のものが出なかったとなるとやはり子供たちもがっかりしますので、給食というのは子供のころ食べたのが大人になっても記憶に残っているというのが結構ありますので、あまりそういうがっかりさせるような、ころころ変わるようなことではなくて、しっかりその辺、安定した地元の食材を入れるためには今後どうしたらいいかというのを聞きまして終わります。

○委員長（小西秀延君） 葛西学校教育課食育防災センター長。

○学校教育課食育防災センター長（葛西吉孝君） 確かに、今本間委員のおっしゃるとおりで、今現在も2カ月、3カ月先ぐらまでの収穫できる野菜、種類、量、これを事前に各農家さんに確認しまして、大丈夫ですかということで、その上で献立の作成に入っているという現状があります。ただ、これも当然、天候に左右される場合がありますので、このときには代替品を

使うしかないというときには学校に文書などを流して、実はこの日の食材には白老産が使えるはずだったのだけれども、こういうふうに代わりましたという対応をしております。ただ、去年、ことしとやった中でそういう事例は起きておりませんので、事前に電話をして各農家さんをお願いをしているといったところでは、ほぼ 100%近く使用できるというふうにご考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

11 番、西田祐子委員。

○11 番（西田祐子君） 11 番、西田でございます。文化のことについてなのですが、主要施策等成果説明書 125 ページの社会教育行政事務経費の中の社会教育全般の中でみんなの基金にもこれは触れてくるのですけれども、125 ページから 126 ページにかけていろいろな文化、芸術活動なんかをやっています。その中で子供に対する文化とか、音楽とか、そういうものを見ていただいたり、体験してもらったりするものが少ないような気がするのですけれども、実際にはどの程度行われているのでしょうか、そこをお伺いします。

○委員長（小西秀延君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 子供に対する社会教育事業ということでございますが、教育委員会といたしましては、昨年行ったことについてはプロフェッショナル講演会というようなものを行っております。内容につきましては、4月に植松電機、ロケットの関係ですね、そのようなことで「思うは招く」というようなタイトルで、また10月でしたか、元サッカー日本代表の岡田監督に来ていただきまして、「未来に生きる君たちへ」というようなことでの講演会をさせていただきました。また、みんなの基金の中にあります、子供たちを対象にする事業としましては、萩野小学校の父兄のPTAのほうでは劇団こぐま座をお呼びしたようなもの、また、しらおい親と子の劇場につきましては舞台劇、あと竹浦におきましては歌う星の子供たちサポーターズというような各種の事業を行っているところでございます。この中にはありませんが、みんなの基金の中で行われているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 11 番、西田祐子委員。

○11 番（西田祐子君） 最初のほうのロケットのとか、それから講演というのは、それはちょっと意味が違うのかと。私が言っているのは、文化、芸術を体験していただくという話をしたつもりだったのです。その中で先日もある委員のほうから言っていましたけれども、同じような団体がみんなの基金をずっと毎年使っているのはちょっとおかしいのではないかという意見もありました。またその反面、こういう基金を使わないと、幼児とか小学校低学年の子供たちに対して芸術とか音楽とかを体験していただくような場所がないと。そういう中で何かすごく矛盾を感じて私は聞きたいと思ったのです。その中で例えば親と子の劇場なんかはお金を使いますけれども、実際にはコミュニティセンターの部屋を借りた場合、使用料も払うのですね。実際にはそういうような形の中で親御さんたちとか、関係者の方々が一生懸命お金を集めて、会場費を払って何とかやっているのですけれども、やはり私としてはこれから先、数少

ない子供たちになってくると、たくさんいるときはそれなりにお金集まったのです。私も息子が20年以上前の小学校に行っているころ、保育園、幼稚園に行っているころは、それなりの人数がいたからお金も集まったからできたのですけれども、今は本当に4分の1ぐらいの数に減ってしまった中で運営していくのは非常に難しいと思うのです。その中でかろうじてみんなの基金とか、町のほうでちょっとしたものやっていたいただいていますけれども、やはりこれも段々できなくなってきてしまっは可哀想なので、もうちょっと何とかできる方法がないのかと思って改めて質問させていただきました。安藤教育長、今後どのようなお考えでこれをもっていったらいいのか。来年度の話になってしまうかもしれませんが、今までの反省も踏まえてお考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今、西田委員からご指摘ありましたように、少子化が進行していく中で幼児教育ですとか、そういう充実にかかわっての政策的な考えだというふうに思いますけれども、本当にみんなの基金も一定限、広く町民の皆さん方というような非常に窓口の広い補助金でございますので、その辺のところを例えば子供にかかわる事業だけ特別な措置ができるのかどうかということや、あるいは一定限、平等性の観点もでございますので、今この西田委員のご質問に対して、この場でこういう方向でいきますということはちょっとなかなかお答えすることはできませんけれども、いずれにしてもきのうのご意見も踏まえながら、みんなの基金のあり方、使い方、この辺については今一度、社会教育委員の皆さん方にご相談しながら、今いろいろいただいたご意見を十分そしゃくできるような中身について検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、10款教育費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時41分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

続きまして、11款災害復旧費に入ります。主要施策等成果説明書は139ページから140ページまで、決算書は420ページから423ページであります。

災害復旧費について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、11款災害復旧費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、12款公債費に入ります。主要施策等成果説明書は141ページから148ページまで、決算書は424ページから425ページであります。

質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 主要施策等成果説明書144ページから148ページになりますけれども。まずいろいろとこの詳細について議論されましたけれども、一つとして、これまで財政規律を保つために、そして収支バランスを図り、町債発行額を抑制してきたということは、これは公債費負担適正化計画を策定して以来、こういうことをやってきていますので、本会議でも、あるいは決算審査特別委員会、予算等審査特別委員会でもいろいろ議論されていますけれども、これまでやはり抑制されてきて財政再建に果たしてきた役割は非常に大きかったのかと思います。それについては職員の皆さんの努力を評価したいと思いますし、これからもぜひそういう考えで財政規律を守っていただきたいと思っております。

それで過疎債について伺います。象徴空間整備事業が28年から入ってきて、非常に言葉の節々で事業の財源を過疎債に頼るような言い方をしています。過疎債について若干伺いたいのですけれども、28年度末の過疎債の残高、元利償還額、これについては決算書を見れば数字がわかりますので聞きませんけれども、そこで過疎債の交付税の関係です。過疎債の元利償還金の基準財政需要額への算入額はどのような取り扱いになっているのかということです。

それともう一つは、いろいろ資料を見てきたのですけれども、今の過疎債とは別です。全体的な148ページにかかわるのですけれども、ここで一般会計特別会計の町債現在高はわかります。この額と健全化プランでも記載されていないのだけれども、健全化プランとの差異があるのかどうか、その辺まず伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず1点目の過疎債の件でございます。過疎債につきましては、過疎指定を本町が受けまして、平成26年から過疎対策事業債ということで借り入れをおこしております、平成28年度までで総額4億9,190万円借りてございます。それで過疎債の残高及び28年度の元利償還額につきましては148ページに記載のとおりでございますが、交付税の算入の考え方でございますけれども、あくまでも過疎債につきましては実償還方式といたしまして、元利償還金に対して算入率を掛けた額が需要額に算入されるということになってございまして、具体的に申しますと、29年度の普通交付税の算定におきましては、過疎対策事業債の元利償還金の合計額が約4,159万円あります。この額に対して過疎債の交付税措置額、これは70%でございますので、この額に0.7を掛けた額が29年度の普通交付税の算定の基準財政需要額に算入されているという状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） それで、今70%が基準財政需要算入額ですとなっています。これは常にこの過疎債を充当して事業を選択する場合にしばしばこの交付税に元利償還金が70%入

っていると大黒財政課長は話します。そして財政負担が軽減できると説明しますね。これを見たら財政健全化プランでも70%が交付税措置されると書いているのです。それはいいのです。だけれど、先般、一般質問で議論して大黒財政課長は交付税の交付額の率は61.8%ですと言っています。そうすると本当に実質的にかなり下回っていた元利償還金の交付額になると思うのですけれども、実際70%ではないですね、算入率が61.8%ですから。これからみたら、実際に実質的というか、入っている額がかなり下回っていると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） さきの一般質問の前田委員のご答弁の中で私のほうでお答えしておりますけれども、あくまでも実質交付税額というのは基準財政需要額から収入額を差し引いた不足額分を実交付額と交付されているということでございまして、そのときにお答えしたのは、今前田委員もおっしゃったように基準財政需要額の約62%分が交付金として入ってくるといってございまして、単純に今回過疎債につきましても交付税措置70%といわれているところでございまして、あくまでも基準財政需要額として算入されるということでございまして、実交付額といたしましては単純に70%のうちの約62%ということで、実交付額は計算しますと43%、これが実質的に交付されている真水の額ということがいえるかというふうに考えてございます。

もう一つの現在高との差異につきましては、もう少々お待ちいただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） そういうことで、過疎債を一つの例にとっても先ほど大黒財政課長も言ったけれども、交付税、これらに依存する歳入見積もりはやはり予算編成や財政再建に大きな影響を与えますね。ましてや臨時特例債もそうですけれども、対策債もそうですけれども、やはりこういう部分も将来の財政運営に支障をきたすことがありますので、今言われた過疎債にしてもやはり42%前後、そういうことを十分に理事者はわかっていると思うけれども、職員が予算要求する時点で事業を起すときに、そういう部分も含めてやはり特定財源の考えを含めて考えていかないと、結果的に過去みたいな例になるということも多分にあると思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 起債の交付税措置の考え方につきましては、これまでも前田委員と議論させていただいておりますけれども、単純に交付税措置が全て交付額ということではな

く、そのうちの不足分が交付されるということが根本でございますので、やはり予算編成に際しましても、あくまでも例えば5割ですとか、7割というような交付税措置があったとしても、実質の持ち出しはいくらになるのかという部分をきちんと把握した上で、将来の見通しを踏まえて起債の借り入れも慎重に行っていきたいと考えてございます。

またもう1点のご質問につきましては、今調べてございますので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

前田委員の答弁もれのものは後ほどということにさせていただきます。

以上をもって、12款公債費を終了させていただきます。

続きまして、13款給与費に入ります。主要施策等成果説明書は149ページから150ページまで、決算書は426ページから429ページまで、質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 2点ほどありますけれども、一つは先般町長が決算総括の中で人事の部分に関して、人事評価制度を見直し、運用を開始したとありますけれども、具体的にどのようなことが行われていたのか。実例を挙げてお願いします。

それと別な質問ですけれども、時々忘れたころに町民から聞かれるのです。何かといたら、公務員十戒の唱和です。それで当時、これは4年前に町長は毎日これを繰り返すことで言葉が自分の考えや行動として浸透してくれればと、その目的を町長は話されていましてね。ということは、これは今言ったように4年たつのですけれども、私も最近各職場に行って話を聞くと曖昧なのですけれども、決算だから28年度末までの実態と、町長が言う職員の理解と効果はどのようなになっているかというのを伺います。

○委員長（小西秀延君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） まず町長が決算審査の総括の中で申し上げた人事評価制度の運用をまた開始しましたということの、いわゆる総括の中でお話をさせていただいておりますけれども、ちょっと若干それについては経過も含めて説明をさせていただきます。平成19年4月に一度人事評価制度は試行を入れたということがありますが、実は25年から3年間、評価を休んでいたということがございます。それで改めてそれは28年の12月に人事評価制度を改定しまして評価をもう一度行ったということでありまして、開始したというか、制度を見直して開始したということでありまして、これはなぜかという、やはり地方公務員法の改正に伴って評価をきちんとしていかなければならないと、法的にもそのことが言われる中で再度見直しを進めたという部分であります。具体的な評価の内容、どんなふうに見直したかということにつきましては、担当の森総務課主査のほうから後ほど説明をしたいと思っております。ただこの人事評価については、当然人材育成基本方針の中でも書いてあるとおり、気づき、考え、行動するとい

う、そういう職員、そこを目指して、どんな評価をしていくべきかという、そういう議論の中で制度を構築してきているということで、処遇に反映するというよりも人材を育成していくという観点を非常に大事にした取り組みとしているという内容であります。

それからもう一つ、公務員十戒の唱和ですが、正直言いましてこのことをどういう取り組みとして全体でやっているかということの確認は大変申し訳ありません、してございません。しかし、少なくとも総務課の中では毎日唱和をしています。総務課のやり方としては十戒の1項目ずつ、ひと月ずつ1項目から10項目まであるのですが、ひと月ずつ毎日これをやっています。それで職員も回り番で担当して、この唱和を全員で行っているという状況でありまして、やはり職員の中で一つ一つの気づきですとか、その一つ一つの十戒に対する思いですとか、そういうことは踏まえていただいているのだろうというふうに思います。ちなみに十戒の10番目は上司にこびずということで、総務課では今その10番目を唱和しておりますが、そういう意味で職員の中できちんとその情報を共有しながら取り組んでいると、そういうふうに認識しております。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主査。

○総務課主査（森 誠一君） 平成28年度から新たに運用を開始しました人事評価制度についてご説明をさせていただきます。先ほど岡村総務課長のほうからもありましたとおり、平成26年度の地方公務員法の改正によりまして人事評価が義務づけられております。それが平成28年度から実施しなさいという形になってございました。国の義務化に先立ちましてうちのほうは平成19年度から実施をしておりましたが、その評価制度自体がちょっと煩雑でありまして、職員の業務量の負担だとか、そういったものがかなり多い制度になっておりました。その結果、平成25年度から人事評価制度の運用をちょっと休止しておりました。その間に新たな人事評価制度のあり方についていろいろ検討を進めておりまして、昨年から新たに運用を開始したところですが、今回の評価につきましては職員の業務量の負担にならないように、また職種によって評価に差がついたりだとか、評価者によって評価にばらつきがあったりだとか、そういうことなるべくないように配慮をいたしまして、役場職員として基本的な、基礎的な能力、そういったものを重点的に能力評価のほうを実施しております。また、業績評価のほうにつきましても、こういう人事評価をしますとどうしても個人主義的に走りがち、自分の仕事で自分の結果だけを出しておけば評価が上がるということになりがちですので、そういったことがないように組織で仕事をするということに重点を置きまして、要は職員同士が連携しながら、協力しながら業務を進めるといったところを重点的に評価されるような仕組みの人事評価制度を実施してございます。

昨年、人事評価を実施した結果、能力評価についてはA、B、Cと3段階ございまして、A評価が39%、B評価が53%、C評価が7%、業績評価につきましては、A評価の職員が50%、B評価の職員が44%、C評価の職員が6%という結果になってございます。さらに人事評価が終わったあとに職員に向けてアンケート調査を実施いたしました。その結果、約7割の職員が

人事評価は必要であるという結果が出ておまして、さらに72%の職員が人事評価をすることによって上司とのコミュニケーションがしっかり図られるようになりましたと、さらに86%の職員につきましては自分の業務の進め方やスクリーニングについて振り返ることができたこと、要は反省点を踏まえて自分の能力を高めていきたいという意識づけになったという結果が出ております。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） この人事評価の関係について、ここで今答弁あった部分について多くの議論は別なときにしなくてはならないと思います、今は決算審査特別委員会ですから。ただ、一つとすれば、その能力評価わかりますけれども、やはり組織の硬直化、そういう部分も見直さなければいけないと思います。今うちはグループ制のフラット制をやっていますけれども、やはり権限、責任、云々になればもう一度ピラミッド型も考える、そういうこともやはり戸田体制になって、今が悪いという意味ではないけれども、やはりもう少しいろいろ本会議で議論されていますので、根本的な組織のあり方も見直さなければいけない。政策議論が活性化するような体制をつくらなければ、先般、決算審査特別委員会でも話しましたけれども、ぜひそういう部分が必要と思います。

それともう一つは、なぜ私が聞いているかということ、その人事評価制度の構築、能力評価、業績評価をしているというのは今聞いてわかりました。しかし、19年のときに国の導入で白老町も多分検討したと思いますけれども、肝心なところは評価の結果なのです。これはどういう見合いで跳ね返るかということなのです、わかりますね。具体的にいうと昇給、勤勉手当、昇任、昇格、当然降任、降格あります。そういう部分にどうやって反映するかということをしなれば、ただ、今聞いた根本的な組織の見直し、職員の能力向上のための人事評価であれば、これは長い目で見ればいい方向にいくと思いますけれども、個人の部分からいけばこの評価をきちんとしなければ能力ある職員、あるいは一生懸命やっている職員がいますけれども、そういう部分でやらなければ、これは多分北海道何かも導入しているのです。学校の先生方も入っているのです、いいか悪いかは別にして。やはりそれぐらい、白老町も現状を見たら、これぐらいの評価結果をきちんと導入した中でやらないと、いつまでも私はぬるま湯的な部分の体質が抜けてこないのではないかと思うのですけれども、そういう前段の答弁あった部分についての人事評価制度についてはわかるけれども、一歩踏み込んだ部分については、これは評価の方法はいろいろあるのだけれども、難しいのだけれども、その辺についてはどのような展開になってきますか。

○委員長（小西秀延君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） まず1点目、組織のあり方をやはり見直さなければならぬのではないかと、その辺の必要性はどうかということ、そういうお話だと思います。今の組織はいわゆるグループ制というのを平成17年に導入して、ほぼ10年超えている中で、やはりグループ制が当初計画した内容で本当に機能しているのかということは、前田委員がおっしゃられた

部分もありまして、内部的な検討もしていかなければならないという状況にあります。

それで今回働き方改革の中でも職員が集まって議論していますけれども、やはりそのグループ制が本当に機能しているのか、グループ制が本当に職員の考え方だとか、きちんと理解されているのかですとか、またその問題点がないかということも含めて、今その議論も始めている最中でありまして。決してグループ制を全面的に悪いですとか、そういうことではなくて、やはり組織のあり方としてきちんとその辺は検証しなければならないと思います。もしくは改善していくことがあればきちんと改善をしなければならない。そういう考え方で今取り組みをしているところです。これについては、ある一定程度の考え方が整理できた段階で、その内容については全庁的な取り組みとして組織改革に生かせるかどうか、その辺はまた検討していかなければならない、そういう今段階にあるということでご理解をいただきたいと思います。

それからもう1点が、人材育成を基本にした、今評価で取り組んでいるということでありまして、やはり人事評価をやるということは最終的には前田委員が言われたように昇給ですとか、昇格ですとか、勤勉手当とか、そういうものに最終的にはその評価を反映させていくということは、それは考え方の中に持っていてございます。ただ、先ほどもお話したとおり、今の段階ではまずそこまで入れておりませんが、これはやはり今後の課題として捉えているところがあります。というのは、やはり現状ではこれまでのずっと長い10年間の中で職員の給与を大幅にカットしてきているという状況がございまして、そういう中でそういう評価を入れ込むことが非常に困難だったということはやはりそこはご理解いただきたい部分だと思うのです。ただし、今議会の議員の皆さんのそういうご指摘等もありながら、もしくはそういうご意見も受けながら、給与のほうについては見直しできるような状況の中で今進んでいっておりますけれども、そういうことがやはり少しずつ改善していく中では合わせてその辺もきちんと取り組んでいかなければならない、このように考えています。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 今言った評価をどうするかというのは、これは大事だと思います。ただ、給与削減云々の中でと言いましたけれども、それは理解していますけれども、同じ比較をすると、北海道も給与削減をずっとしていますね。その中でそういうことをやっていますから、知恵を働かせればできるのかと私は思いますけれども、それが一概の理由ではないと私は思います。

それで私はここで人材育成基本方針を読んできました。そうすると端的に伺います。この7の人材育成の具体的な進め方、ここに人事評価制度の確立とありますね。いろいろ書いています。私も先ほど言いました、今課題となっている政策議論が活性化する職場、組織であると思いませんか、なっていますか、この具体的な人事育成方針をつくった時点において。今答弁を踏まえて聞きますけれども、政策議論の活性化を求めるような人材育成基本方針の評価制度の確立、組織も含めて、そういう部分が加味されてやっているということになりますか。

○委員長（小西秀延君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） いろいろな場面で前田委員のほうからは政策能力というか、政策形成能力についてのご指摘、今の職員がやはりそういう能力をきちんと発揮して政策形成をしていかなければならないという、これまでもいろいろ議会の中でご指摘いただいていることは十分理解して、認識して取り組んでいかなければならないというふうに思っております。現状の中で、ではそれがあるのかなのかというのは、それぞれの場面でやはり職員は努力していますし、当然そういう意識を持って政策形成に取り組んでおりますが、ただ足りない部分がたしかにあったこともあるのだろうとは思いますが、もう少し考えなければならぬということも中にはあった。それが結果的に政策を途中で見直さなければならぬ状況が起きたということは、それはやはりご指摘の部分をもっと慎重に、もしくはもっと制度的に考えなければならぬこともあったかというふうには思います。ですが、決して職員に政策形成能力がないとかそういうことではなくて、ただし、それを高めていくという努力は今後も必要ですし、そういう人材育成を基本にして今取り組みを進めていると。これは決して終わりのないことですので、そして受け継いでいかなければならない、もしくはその職員一人一人が常に成長していかなければならない、そういう課題だと思っておりますので、引き続いてそういう取り組みを進めていきたい、このように思います。

○委員長（小西秀延君） ここで確認いたします。給与費について質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上もちまして、13款給与費を終了させていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど12款でありました前田委員の答弁漏れからお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 大変申し訳ございません。ご質問にありました主要施策等成果説明書148ページの合計欄の現在高とプランとの現在高の比較というご質問でございますが、現状といたしましては白老町財政健全化プランでの全会計の残高という部分の推計値は出してございませんので、ちょっとそことの比較というのは不可能なのですけれども、可能な比較できるものといたしまして、平成29年度の予算書、これは28年度中に編成をしてございますが、この段階で推計いたしました各会計の残高の合計額が209億5,381万5,000円でございます。これに対しまして、ここに記載の28年度末の決算額につきましては208億5,496万5,000円ということで、差し引き9,885万円の残高減というふうになっているということで、ご答弁させて

いただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） それでは続いて質疑に入ります。

14 款諸支出金に入ります。主要施策等成果説明書は 151 ページから 152 ページまで、決算書は 430 ページから 435 ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、14 款諸支出金の質疑を終了いたします。

続きまして、15 款予備費に入ります。主要施策等成果説明書はありません。決算書は 436 ページから 437 ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、15 款予備費の質疑を終了させていただきます。

これより歳入に入ります。

一般財源にかかわる全般の審査に入ります。主要施策等成果説明書 3 ページから 10 ページまでの、1 予算科目別比較表（歳入）、2 税収入に関する調べ、3 予算科目別比較表（歳出）、4 歳出財源内訳表について。決算書は 58 ページから 97 ページです。

質疑があります方はどうぞ。

13 番、前田博之委員。

○13 番（前田博之君） 決算書 58 ページの入湯税を伺います。白老町は観光振興にかなり力を入れて財政投資もして、当然いろいろ効果が出ていると思いますけれども、観光入り込み数なんかも若干ふえていますけれども、この入湯税と今話した部分の入り込み数との実態、年々ふえて入湯税に反映しているのか、そういう部分についてはいかがですか。

○委員長（小西秀延君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 入湯税につきましてですが、一応申告内容と申告書に基づいて賦課、納入していただいている状況でございますので、例えばホテルの入館した方の名簿であるとか、宿泊台帳等を見せていただいて、各納税義務者につきましては毎年調査した上で帳簿等の照合を行って、もし間違っただけ申告している場合がございますら訂正して申告し納付していただくような指導はさせていただいております。

○委員長（小西秀延君） 13 番、前田博之委員。

○13 番（前田博之君） では 26 年、27 年、28 年、3 カ年の入湯税の申告状況と入湯税、イコールですけども、伸びているかどうか、もし、減っている、伸びている場合については、その辺の分析について。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午前11時34分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 申し訳ございません。まず税額につきましてですが、平成26年度は1,549万3,000円でございます。27年度は1,566万290円でございます。28年度が1,556万2,890円でございます、ほぼ1,500万円から1,550万円前後で推移しているような状況でございます。

また宿泊客数等でございますが、宿泊につきましては26年度4万3,225人、27年度4万4,825人、28年度4万6,561人。続きまして日帰りでございます。日帰りにつきましては26年度14万7,850人、27年度13万5,863人、28年度14万2,232人。湯治客、26年度1,975人、27年度1,946人、28年度1,296人でございます。合計しますと、平成26年度が全てトータルで19万3,050人、27年度18万2,700人、28年度19万89人ということでございます。

なお入り込み客数との比較等でございますが、特に比較等はしておりませんが、まず先ほども申し上げましたとおり、申告内容と要するに台帳、備えつけてある宿泊名簿等と照合して数字があっているかあっていないかということは確認していますので、間違っている場合は訂正してもらうというふうに先ほども申し上げましたけれども、そのような内容で当方としては指導していくというところで毎年やっておりますので、それはまた継続して行いたいですし、うちのほうでもより一層指導のほうはしていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 徴収の仕方云々は、そこは特に聞いているわけではないし、申告制ですからそこをどうやってその穴を破って行って多く申告させるかということはやはり税務課の仕事ですから、そこは議論しませんけれども、ただ今の数字を見たら非常に横ばいなのです。ただ過去3年間見ても産業振興、温泉地域とか、かなりの観光的な資源を投入しています。本来交付税は目的ですから、それ以上のものが入っていますけれども、これは担当副町長に聞くけれども、この数字の分析云々ではなくて、大まかな数字を見るとほとんど横ばいなのですけれども、実態としてどうなのでしょう。本来はもっともっと外貨が落ちて旅館が潤うべきだと思うのだけれども。これでは丸きりその宿泊、今久保税務課長が言った3つに分けたパターンの中でほとんど横ばいになっているのです。これは実態としてはどうなのでしょう。観光入り込み調査をやるときに私も言っていますけれども、今は数ではないと。いかに一人当たりの単価がまちの中に落ちているかという調査をしてくださいと言ったけれども、担当課長はするすると言っているに数字が出てこないのだけれども、その辺も含めてどうですか。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 入湯税をとおして観光入り込み客というトータルでのご質問でございます。観光客の入り込み数ということは、さきの主要成果の中で記載しているところでございますが、今の入湯税の関係においては横ばいであるという部分は、白老町に来たお客様が必

ずお風呂に入るかどうかという部分は1点あるかと思えます。できれば温泉入浴していただきたいと思いますというのは、それは観光の政策の一つとしても大事なところでもありますから、そこで入湯税という部分もさらにアップしていかなければならないかと思えます。今いろいろパッケージをつくった中でもやはり白老町は温泉があるというのが一つの大きな魅力のまちでありますから、政策的にもそういったところ打ちながら、横ばいをさらに上昇させなければならぬという施策も打ちつつ、この辺の入湯税の伸びも図っていかなければならないかというふうに捉えてございます。

また消費額の調査ということで、ことしも前田委員からそういうご指摘をいただきまして実態調査にはかかっております。まだ数値として提示できる状況には至っていませんが、そういった様式をつくって各事業所に置いて、その辺のことの協力をいただくと、こういう作業にはかかっておりますので、そういったところの数値も今後分析しながら、どういう政策を次につなげていくか、そういうことも出てくるかというふうに捉えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 11番、西田でございます。今、歳入の全般ということだったので、財政健全化プラン進捗状況の中の1ページのところ、税財源の確保というところなのですが、平成26年度に実施した住宅適用地の見直し、別荘の調査により、951件を見直し、累計で3,600万円、単年度で約1,200万円の調定増となっていると、こういうふうに報告されているのですが、今年度ももちろんそのまま1,200万円になっていると思うのですが、今どんどん住宅地を売却して別荘なんか売りに出ている場合もあるのですが、そういうのは関係なくこういうふうに税収入がこうやって上がっていく状況になるのかどうか、その状況をお伺いしたいと思います。

それともう1点、決算書の69ページのところ、町有一般住宅駐車場使用料、現年分として139万5,930円というふうになっておりますけれども、これは町の公営住宅のところの駐車場の料金かというふうに見ているのですが、最近あそこの特に美園のほうの町営住宅の駐車場にあまり車をとめているようなふうもないのですが、そして反対に道路のところには違法駐車というか、これから冬になって寒くなってくるから除雪のじゃまになるような駐車が増えてくるようなのですが、この辺の対策はどのようになっているのでしょうか。これをきちんとしていったらそれなりの収入が上がると思うのですが、その辺のお考えをお伺いします。

○委員長（小西秀延君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 固定資産税の関係でございますので、私のほうでお答えさせていただきます。住宅適用地の見直しにつきましては、これを一度やりますとそのまま住宅適用が外れますので、例えば住宅でしたら課税標準額が6分の1になったり、3分の1になったりという特例があるのですが、それがなくなりますので税額はふえるのですが、それは一度

やりますとそのまま、例えば別荘のまま使われている場合であればそのままずっと特例が働かないで課税されますし、例えば売買なので売られた場合、別荘を売却してそこに誰か住まわれる方が買われた場合だと住宅適用が働きますので、その場合は減額ということになります、取り引きがありましたらその所有者がかわった段階でその旨の確認はしております。住宅適用地かどうかという確認はしておりますので、それに基づいて課税をしていますので、仮にこのまま見直ししたあとの状態で特に動きがないということで仮定しますと、このままの収入がずっとふえつづける、ほぼ同じ額でふえ続けるということになります。ただ、土地の値段が下がったりした場合ですと来年度から評価替えがありますので、それに伴って若干例えば土地の値段が下がっていますので税額が減額するという可能性もありますが、もしそういう条件がないとしましたら同じような状況で税額については確保できるものだというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 69 ページの町有住宅の駐車場の関係でございます。町有住宅については各世帯1台をとめられるようなスペースをきちんと確保しております、それに対して使用料はもらうような形にしております。今、車道等にとめている車の件につきましては、うちのほうから番号を控えてその所有者に対してきちんとそこにとめないような形の指導はしております。それと町有住宅の横にその1台とはまた別に2台目以降とめられるような駐車場も確保していますので、そちらのほうに持って行ってとめていただくというような部分を、うちのほうとして路上駐車をしないような形の指導というのは適時番号を控えた中で直接ご本人のほうに行ってとめないようにと、そういった指導のほうは今もやっている状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 1点目のほうの固定資産税の件、これから先もきちんとそういうところの住宅地を調べていただいて、実際に住宅なのか別荘地なのか、こういうことをやってくださるということは非常に細かいことのように思いますが、丁寧に税収を上げる仕事のひとつだと思いますので、これからも随時頑張ってやっていただければと思います。

2点目のほうのこの町営住宅のほうなのですけれども、これはもともと町営住宅のこの駐車場をつくる目的というのが、1番最初これはきちんと違法駐車しないようにということと、それからきちんとした駐車場をつくることによって、そこから上がったお金によって周辺の例えば街灯とか、それとか柵とか、駐車場をきちんと整備するとか、そういうお金に使うという目的で駐車料金を取っていたと思うのです。これは中途半端な形でこういうような形で徴収をきちんとしないで指導をしないでいたら、結局周辺整備もきちんとできていけないと思うのですが、その辺のお考えはどうなのでしょう。

○委員長（小西秀延君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 指導等は我々のほうとしても、苦情も結構寄せられるときがありますので、そういった部分では即指導というのはやっているつもりでございますし、今後も迷惑駐車になる部分については極力そういうことがないような形で強く指導していくような形に

したいと思います。車を所有した方につきましては、うちのほうに申請をしていただくような形になっています。それについて毎月その分の台数分についてきちんと徴収しているようなやり方をやっていますので、漏れというのは今のところないというような形で我々のほうは考えております。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 実際に全部きちんと登録されているあそこに住んでいる方々の車以外が、あその住宅の団地の中で違法駐車しているというふうに理解してよろしいのですか。私はやはり税収をきちんと上げるという考え方が大事だと思うのです。そしてその周辺整備をするという考え方、あその環境をよくするという考え方のもとに、これはつくられたものではないかと思うのです。それをきちんとやっていかないと結局はあその周辺整備がままならない状況になってしまっただけは何の意味もないと思うのです。きちんとお金を払って使ってくれる人がいて、そうではない人たちには指導していきますと。だったらどうしてあそのところにあんなにたくさん夜になったら違法駐車する車というのですか、たくさん並んでいるのですか。実際に役場職員の皆さん方見てらっしゃるのではないのですか。私はやはりそこが登録されている車とか、たしか軽自動車とかは別に車庫証明とかいらぬからいいのかもしれないですけども、そういうことではないと思います。やはりきちんとあその団地内をきれいにすると。そのためにつくった駐車場なのだと。きちんとお金をいただいて、その周辺整備をするのだという考え方においてやっていただきたいと思うのですけれども、すみません理事者側はどのようにお考えでしょうか。それでいいのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まず違法駐車等々の町のできる手立てとしては、やはり指導という立場しかありません。これ以上一步進むのであれば公安委員会、警察等々の協力を得ないとなかなかできないという実態は一つあります。そういう中では建設課含めて担当のほうはやはり指導の徹底と、この辺はさらに強化したいというふうに思います。それとやはり収入を上げるという部分はせっかく整備された、4階建てとかある程度のところは、各家庭1台は置けるスペースがあるのですが、低層住宅、平屋のほうは限られたスペースしかなくて、一家においてやはり2台、3台持たれる方がどうしても近くに置けないということもあって、あそこを整備したと。その収入は一定限、その整備の費用にも充てられるというのは実行する段階では内部で協議しました。ただ、やはり税収、一般財源となつてございますので、色をついた部分で何の手当てというのはなかなか難しいのですけれども、西田委員がおっしゃっているように税収上げるという部分は大事なことで、使用料という部分でこの辺のところは再度強化を図っていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

歳入に関しまして、質疑は以上で終了させていただきます。

これで、一般会計の決算審査に関する質疑が終わりましたが、歳入・歳出決算において、特に質疑もれがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、これをもって一般会計の決算審査に係る質疑を終結いたします。
次に、特別会計に入ります。

国民健康保険事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書 155 ページから 170 ページまで、決算書は 439 ページから 484 ページであります。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、国民健康保険事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

次に、後期高齢者医療事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書 173 ページから 175 ページ、決算書は 486 ページから 497 ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、後期高齢者医療事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

次に、公共下水道事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書 177 ページから 181 ページ、決算書は 499 ページから 518 ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、公共下水道事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

次に、学校給食特別会計全般について、主要施策等成果説明書 183 ページから 184 ページ、決算書は 520 ページから 523 ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、学校給食特別会計全般についての質疑を終了いたします。

次に、港湾機能施設整備事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書 187 ページから 188 ページ、決算書は 525 ページから 532 ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、港湾機能施設整備事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

次に、墓園造成事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書 191 ページから 192 ページ、決算書は 534 ページから 541 ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、墓園造成事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

次に、介護保険事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書 195 ページから 200 ページ、決算書は 543 ページから 578 ページです。

質疑があります方はどうぞ。

5 番、吉田和子委員。

○5 番（吉田和子君） 5 番、吉田です。介護保険のほうで 2 点ほど伺いたいと思います。これは毎回聞いているのですが、195 ページの決算状況の中で、差引剰余金の内訳の中で、28 年の介護保険事業基金積立金が 3,000 万円ほどありますけれども、累計で今どれぐらいになっているのか、お伺いをしたいと思います。

それと 199 ページの 2 つの枠がありますけれども、下のほうの成年後見制度関連事業として、後見人の養成講座と、それから後見人養成講座フォローアップ研修会を開催しておりますけれども、何年か前からこの成年後見人制度についての事業に取り組んでこられていまして、28 年度はこういう事業をされたということなのですが、この状況をちょっと伺いたいと思うのですが、この成年後見人制度ができたのが 2002 年だということですね。そのことがなかなか理解されないし進まないということで見直しをされて、28 年度も見直しをされているのですね。現在、認知症と思われる高齢者というのは約 500 万人いるのですけれども、そのうちの 20 万人ぐらいしか利用していないということも含めて、またこれに障がい者を加えていくともっとこの数の限りではないということが国でもいろいろな調査の中でいっておりますけれども、この普及の低さというのは、白老町も含めて、28 年度の状況の中でどれぐらいの方が今、後見人をする人はどれぐらい育ったのか。養成されて育ったのか。また受けている人は今、28 年度現在でどれぐらいになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） まず基金の残高でございます。今回の決算の剰余金を積み上げまして 8,300 万円ほどございます。

また成年後見の関係でございますけれども、この中の市民後見人養成の関係だと思っておりますが、市民後見人の研修を受けている方につきましては、現在 6 名ほどいらっしゃいます。実際、毎年苫小牧市でフォローアップ研修等々行っておりますけれども、実際後見活動は今、一切行ってございません。それから別な枠で成年後見、市民後見と別として成年後見として町民の方か

らご相談を受けて対応している件数につきましてはちょっと押さえてごさいませんが、ただ町長申し立て件数でいけば、28年度は5件対応してごさいます。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 介護保険事業基金が今8,300万円ほどあるということですが、介護計画が今後実施されますけれども、また保険料に対応すべく金額というのはこの8,300万円全額ではないと思うのですが、それをもし還元するとしたら、今考えられている段階でいいですけども、どれぐらいの金額で、一人当たりいくらぐらいになるのか、その点お聞かせを願いたいと思います。

それから成年後見人制度なのですが、やはりこれは全国的なもので進まないというのがあります。それで今、悪質商法による被害額というのが28年で4兆8,000億円というふうに言われているのです。オレオレ詐欺ばかりではなくて、悪質商法によるそういったものがそのように言われているのです。認知症とか、判断力の弱った高齢者がやはり被害に遭っているということなのですが、国はこういった状況を踏まえて今後の体制づくりというのか、そのことに取り組むべきだというふうにしているのですが、市町村によっては条例をつくったりとか、それから基本計画、その町にあった計画をつくったりして、そういう認知症の高齢者を守っていくという、そういう形を進めているところもあるのですが、これは市町村対応になってくるものもあると思うのです。市民後見人とか、そうなってくると。講習やこういうものに出てもらうということもすごく大事なのですが、そういった方々を守る、またそういう方々がついていると契約をしてもクーリングオフですることができるとか、そういった知恵をいただいて解約をすることもできるということが手法としてありますので、こういった被害を減らしていく。ましてや将来、自分が生きていくための大事なお金ですので、それを守っていくということが大事かと思っておりますので、何か町として今後の今の数を見て後見人をされている方はいない。だけれども町長申し立てとしては成年後見のほうで5名いたということなのですが、そういった形で今後町の介護を含めての、認知症はこれからふえていくということも含めてどのようにお考えになるか、伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） ちょうど今、第7期介護保険事業計画の策定作業が始まったばかりでございます。それで介護保険料を算定するにあたって、今後自然推計の中ではやはり上がっていく可能性は大きいかと思っております。それでそのために抑制するために基金が今、これだけ積まれてございますので、まず29年度の取り崩し予定額を除いていきますと、大体今6,000万円を抑制に使ったといたしましたら、月額大体基準額でいいますと227円ほど抑制に使えるかと考えております。ただこれも実際、29年度の給付費伸びによってはどれだけ抑制に使えるかというところはございます。

また、認知症だとか、これから障がい者の関係だとかふえてくるにあたって、消費者被害だとかいろいろ可能性等がある中で、今後の対策といたしましては、まずそういった方々をいか

に守るかということが大事になってきます。そのためにはやはり金銭管理をどなたかやってもらうということが1番重要になってくるかと存じますし、そういったときには例えば財産管理になりますと専門職の成年後見人制度を使っていただくということになりますし、日常の金銭管理等々になりますと、市民後見人の活動の場所をつくっていかねばならないというふうに考えます。そういったときには法人後見という形のセンターをきちんと体制をつくった中で市民後見人の方が活動をしていただくという環境づくりが必要になってきますが、今のところ具体的な計画はございませんけれども、やはり最近町の申し立て件数がここ2年ほどふえてきている傾向を考えたときには近い将来、後見人が難しいのであれば町で行う必要が出てくる可能性はあると考えております。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 基金がまだ使える状況にある白老町は救われるのかというふうに考えております。これは一人一人の負担が軽くなるということでは町民に返っていくということですので、すごくいいことだというふうに思っております。

もう1点、市民後見人、成年後見人含めて、その後見人制度のあり方なのですが、専門の弁護士というか、そういう方がついても使い込みだとか、相手が認知症とかわからないという方が相手ですので、そういった問題も一つのネックになっているということなのですね。そういったことから将来的というか、今後その活動をしていくための、守るためのことを今後考えていきたいということなのですが、やはり市町村で推進計画をきちんと持つということが大事ではないかというふうに言われています。それともう一つは、一人にならないようにすることなのですね。後見人一人で対応するのではなくて、ネットワークというか、お医者さんとか、福祉とか、生活環境課も相談体制やっていますね。そういった中での連携を取って、一人にしない、そういう構築を今後その計画の中でもやっていく必要があるのではないかというふうに言われておりますので、これは成年後見人一人つくからそういった問題が起きてくるのですね。今、一人暮らしで家族もいないという方が結構多くなってきているのです。その方が亡くなったときとか、そういったときの後の関係とかというのはやはり後見人とか、ある程度きちんとした人がついていて、後の処理とか、葬儀も含めてできるような形にしていかなければいけません。そういうものがあるのです。そういうことも含めて、今後そういったものをあらゆる、そういう弱い高齢者を守っていくための町としての取り組みのあり方というのを、今後計画を持つというか、そういう形をしていかなければいけないのかというふうに思いますので、それにこういう専門家を育てながら人材が揃うような形にしていこうということが大事かと思うのですが、その辺のお考えを伺っておきます。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 今、吉田委員おっしゃっていた推進計画等々は私のほう勉強不足でちょっと認識してございませんでした。ただ、やはり今専門職の後見人のみならず、いろいろなさまざまなネットワークでこういったいろいろな一人暮らしで認知症の方が住みや

すい環境づくりをするためにはいろいろなものを組み合わせて、いろいろな対策をしていかなければならないというふうに考えておりますので、このあたりは今後も勉強させていただいて、構築に努めていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ここで確認をいたします。

介護保険事業特別会計全般について、質疑をお持ちの方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、介護保険事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時10分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。

それでは次に、特別養護老人ホーム事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書 203ページから 204 ページ、決算書は 580 ページから 587 ページです。

質疑があります方はどうぞ。

13 番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 特別養護老人ホームの関係ですけれども、このあと後ろにもきたこぶしがありますけれども、町立病院の改築の関係で町民の間から非常にこの老人ホームと老健施設のあり方、入所、自分たちの身の振り方、非常に切羽詰って町民の方から実態はどうなっているのだと結構問い合わせがあるものですから、その部分でお聞きしたいと思います。老人介護保健施設のほうは、ある程度施設概要がきちんとなっておりますのでいいのですけれども、これに準じて特別養護老人ホームをお聞きしたいと思います。まず入所者の町内、町外別、入所者の平均年齢、それと入所期間、医療介護別、町内の待機者が何人いるのか、それと入所している部分の自己負担が平均いくらぐらいにかかっているのか、その辺をお聞きいたします。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 私のほうからお答えさせていただきます。寿幸園の9月15日現在でございますけれども、町内の入所者が47名、町外が7名というふうになっています。介護度は基本的に要介護3以上という施設でございますので、まず町内の方が、要介護3が16名、要介護4が17名、要介護5が9名です。町外の方が、要介護3が2名、要介護4が1名、要介護5が4名でございます。待機者の状況でございますけれども、今、老健だとか、病院だとかに入所している方を除いて、あくまでも在宅で要介護3以上の方の待機者の数字になりますけれども、10名いらっしゃいます。それと個人負担の関係でございますが、要介護3として、まず居室費だとか食費で不足給付というのがあるのですけれども、その段階でお答えさせてい

ただきますけれども、まず第2段階としましては、合計所得金額と課税年金収入額の80万円以下の方のランクで第2段階と申し上げますけれども、大体1カ月5万1,300円。それと第3段階といたしまして、同じような条件で80万円以上の方、この方でしたら1カ月8万3,400円という形になります。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 入所年齢の平均とか、入所期間がもれていましたので、後でお願いします。それで、今なぜ私が聞いているかという、実態がやはり私たちの年金の部分で入れるのかということと言われるし、今きたこぶしがなくなるという部分で町民の中で話が出ていますので、その特別養護老人ホーム要介護3というのは皆さん承知しているのだけでも、3以下でもいろいろ報道とか厚生労働省のほうではある程度その柔軟な考え方、いいと言っていますけれども、実態として白老町の今の特別養護老人ホームの入所の緩和する実態はどうなっているのか。これはもしかと言ったら失礼だけれども、きたこぶしがなくなるという話の中で特別養護老人ホームに対する需要度というのか、そういう部分についての話みたいのは相談者のやり取りの中で出ているのかどうか、その辺だけお聞きしておきます。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 最初の質問ではなくて、2回目の質問の中でお答えさせていただきます。今、特例入所、要介護3以下の方の特例入所の関係でございますけれども、条件といたしましては認知症だとか、例えばご家族がかなり負担かかっているだとか、そういう問題を抱えている方に対しての場合は要介護1から2の方でも入れるということになりますけれども、この制度ができたのがここ3年ぐらいの間になりますけれども、今のところ寿幸園の場合でしたら1名ぐらいかと思えます。また、特別養護の入所者の方から特別養護のあり方についての関係でございますけれども、最近3年くらい前までは特別養護よりも老健を求める方が多かったのです。ここ2年ぐらいの間は75歳以上の人口が段々ふえてきている影響なのかもしれませんけれども、特別養護を申し込み希望の方がふえてきてございます。ただ、今現在、寿幸園以外にリハビリもございまして、町内の特別養護はなかなか今すぐ入れない状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 平均年齢と平均入所期間の関係でございます。4月1日現在になるのですが、男性で平均年齢が81.6歳、女性が87.8歳、平均入所期間ですが、男性が1.6年、女性が3.4年でございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） わかりました。ぜひ、今田尻高齢者介護課長のほうから答弁ありましたように、町民のお年寄りの方、結構そういう相談とか、施設に入ることに對して非常に関心度というか、身に迫っているのです。ぜひ相談にきたときには親身に受けてあげてほしいと、ということは、なかなか入れなくなっているから、入り口でやはりある程度、気持ちを柔らかか

くしてあげるといふか、そういう部分のサービスも非常に大事かと思うのです。そういうことですので、よろしく対応、サービスをしてほしいと思います。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） たしかに地域包括支援センターには、特別養護老人ホームに入れなかつたかというご相談が最近多くなつてございます。そういったときにはこちらのほうから空き状況も確認しつつ、入れなかつた場合、ショートステイだとかを短い間に使えるような情報を提供するなど、今後も引き続きさまざまな対応をさせていただきたいと思ひます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、特別養護老人ホーム事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

次に、介護老人保健施設事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書 207 ページから 208 ページ、決算書は 589 ページから 602 ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、介護老人保健施設事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

これで、特別会計の決算審査に関する質疑が終わりでしたが、特別会計の全会計において、特に質疑もれがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって、各特別会計における決算審査の質疑を終結いたします。

次に、決算書の 604 ページからの実質収支に関する調書、607 ページからの財産に関する調書並びに主要施策等成果説明書 1 ページ、2 ページの平成 28 年度各会計歳入歳出決算額調（総括）についてお聞きしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計及び特別会計の質疑が全て終わりました。

認定第 1 号 平成 28 年度白老町各会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第 1 号 平成 28 年度白老町各会計歳入歳出決算認定について原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は挙手を願います

[挙手多数]

○委員長（小西秀延君） 反対、7番、森哲也委員。賛成8、反対1です。

よって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算認定について

○委員長（小西秀延君） 認定第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。

白老町水道事業決算について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。それでは少しまがりますけれども、まず配水施設改良費についてですが、あちこちあるのですけれども、この関係、受託工事の関係や、あとは工事といった14ページですか、1番詳細にあるのは、老朽管対策更新事業ということで1億円ぐらいずつ順次更新を計画的に進めているという部分は理解できています。ただ、これによる更新率の部分、単年度とあとは今老朽管の塩ビ管の更新を随時進めていると思うのですけれども、それが対応年数の関係、今総延長に対してどのような管の割合になっているのかどうか。

○委員長（小西秀延君） 工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。まず塩ビ管更新ということで、HPP管といたしまして、今非常に耐震性の優れている塩ビ管に更新させていただいてございます。今のところ、更新率としましては34%ほど町内の更新率ということで押さえてございます。今、現実に年にこれだけの事業、老朽管の更新を入れまして大体4%程度から、ちょっと額の差もありますけれども4%から5%程度、年に進んでいっているというような状況でございます。

それから今申しました塩ビ管につきましては、耐用年数50年ということで、当然耐用年数すぐで交換するという考えはございませんけれども、まだまだ古い管もございまして、そちらのほうを順次交換していくというような考えでもって進めさせていただいているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。更新率、やはりおおむね望ましいのは5%程度あれば、ある程度更新的な、老朽化が進む部分との兼ね合いの中で一定の割合は確保されているのだという部分は理解できました。それで、有収率の関係なのですけれども、有効率もそうなのですけれども、有収率でいくと76.2%で、マイナス0.1%ということで、多少の老朽化が進んでいるのかという部分がありますが、この位置づけです。やはりやるべきことはやっていかな

ければいけないという趣旨なのですからけれども、ちょっとこれはやはりどうしても低いといった部分が否めないと思うのですけれども、その全国平均等からの見方や課題等どのように整理されているのかどうか。

○委員長（小西秀延君） 工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） ただいまの有収率の質問でございます。おっしゃられるとおり、0.1%下がっているということでございます。上下水道課でも実は水道ビジョンという平成33年度を目標とした計画を持ってございまして、その計画の中では78.2%という計画を持って進めているところですが、今ご指摘あったとおり、昨年よりも0.1%下がっているということでございます。これはやはり今広地委員おっしゃっていただいたとおり、更新を順繰り老朽化したものをかえていくということがまず一つなのかというような押さえでおりますが、人口減少の関係ですとか、その使われる水量も年々減ってきているという部分もありますので、そういったところも加味しながら、今後も有収率を上げるようなことを随時検討してやってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。たしか全国平均で有収率は9割弱、80代後半の割合で、私が見たのは平成18年の古い資料だったので、今もう少し下がっているかもしれないですけれども、それに比べてもやはり更新していかなければいけないという課題がここにあるのかと。この部分で基本的な水道ビジョンに掲げてある数字のまず目標を目指していきたいという部分があると思うのですが、今回の決算を見ると財務諸表の営業費用との兼ね合いによる営業利益としては360万円ほど出ています。ただ営業外のほうの長期の前受金の戻入れや、逆に退職金引当金のほうの関係で財務内容的にはこのような形で押さえているといった部分。もう一つは現金として4億円以上あります。これは留保金との兼ね合いもあるので、これで国債でも買ったほうがいいのかそういうことではなくて、これから一応基本的に1億円という更新の予算をある程度踏まえた上での計画的な改修更新の実施だとは思っているのですけれども、このあたりが長期の水道ビジョンとの兼ね合いと、この現状の財務との兼ね合いの中でどのような形でその78.2%を果たしていけるのかどうかについて。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） まず今、実際に現金4億円ほど留保させていただいている状況でございますが、こちらにつきましては当然私どもも緊急の事態、事故とかそういったものがあつたときには、これは当然水道事業会計として留保しておいて、何か不測のときにはそれ

を充てるという基本線の考え方がございます。将来的にみていったときに、人口減少の関係ですとか、もろもろ給水人口の関係ですとか、使われる水量の関係ですとかがございませぬけれども、まずこの原資の4億円につきましては当面これを維持し、もしくは少しずつでも微増でも蓄えをしていきたいと。その考えの一つとしましては、いずれくるであろう浄水場の更新にこれを充てていかないといけないという考えがございませぬ。そのときに、その時代、時代に急激にご利用されているお客様からこの分必要だから料金上げますということにはなりませんので、少なからず企業会計ですので、留保した中でそういう費用に充てていきたいという考えが基本的なございませぬ。

それと管更新の関係でございませぬ。広地委員のおっしゃるのはもっと更新していったほうが有収水量のほうにも跳ね返るのではないかとというような趣旨のご質問かと思ひませぬ。たしかにおっしゃるとおり、私どもも更新をかけて少しでもそういった有収率を上げてやっていきたいという考えはございませぬが、やはり限られた資産といひませぬか、限られた金額の中でやっていかなければ、順繰りやっていかないと、年度によってまたばらつきが出るようですとまた計画がきちんと進んでいかない恐れもあるというところで、まずはこれだけはきちんとやってみようという基本線の部分で今検討して、実施していると、推進しているというような状況でございませぬ。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） 申し訳ございませぬ。ちょっと先ほどの答弁の修正をさせていただきますと思ひませぬ。塩ビ管の耐用年数、先ほど私50年と申しましたが、40年でございませぬので、10年ちょっと誤ってございませぬので、ここで訂正させていただきますと思ひませぬ。

申し訳ございませぬでした。

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めませぬ。

これをもって質疑を終結いたしませぬ。

これより討論に入ります。討論はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めませぬ。

これをもって討論を終結しませぬ。

採決いたしませぬ。

認定第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算認定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願ひませぬ。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、認定第2号は認定すべきものと決定しませぬ。

◎認定第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計
決算認定について

○委員長（小西秀延君） 認定第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。

白老町立国民健康保険病院事業決算の質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

採決いたします。

認定第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、認定第3号は認定すべきものと決定しました。

◎報告第1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算に関する
附属書類の提出について

報告第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算に関する
附属書類の提出について

報告第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会
計決算に関する附属書類の提出について

○委員長（小西秀延君） 次に、報告第1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上3件を一括議題に供します。

本件に対する質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第1号、報告第2号及び報告第3号は、報告済みとすべきものと決

定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号、報告第2号及び報告第3号は報告済みとすべきものと決定いたしました。

◎審査結果報告書作成の議決

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして本委員会に付託された全ての議案の審査を終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書作成については、これを正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 最後に一言だけご挨拶をさせていただきます。本特別委員会に付託された議案の審査に当たり、皆様のご協力をいただきましたことを委員長から心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、おおむねスケジュールどおりに決算審査を終えることができましたことは皆様のご協力あってのことと、こちらも重ねて感謝を申し上げます。委員長から明日、報告をさせていただいて、付託された案件について全ての任を終了させていただきたいと思います。ご協力本当にありがとうございました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 1時38分）